

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-132号
2	公募日	令和7年9月8日
3	契約担当者	能代市下水道事業 能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	マンホールポンプ井清掃業務委託
5	業務場所	能代市公共下水道処理区域内26箇所
6	履行期限	令和8年2月27日
7	当該業務の主管課	都市整備部 下水道課 電 話 番 号 0185-89-2203 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	マンホールポンプ井清掃 26箇所×1回 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登載されている者であること (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条による産業廃棄物収集運搬業の許可(汚泥)を受けていること (6) 本業務に酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証を有している者(直接的かつ恒常的な雇用関係で、本案件の公表日において3ヶ月以上雇用されていること)を主任技術者として配置できること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする
12	入札予定日	令和7年9月26日 (金) 午後1時50分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 入札参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること。 ア 10(5)の許可を受けていることを証する書類 イ 10(6)の修了者であることを証する書類及び雇用関係を確認できる書類(修了証、健康保険証等)

入札スケジュール

件 名：マンホールポンプ井清掃業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年9月8日（月） 正午から 令和7年9月10日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年9月8日（月） 正午から 令和7年9月10日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年9月8日（月） 正午から 令和7年9月12日（金） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年9月12日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年9月17日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年9月26日（金） 午後1時50分 会 場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

令和 年 月 日

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-132号			
物 品（業 務）名	マンホールポンプ井清掃業務委託			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 齊藤 滋宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	マンホールポンプ井清掃業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
	電話番号 0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

５ 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

６ 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

７ その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

令和7年度

委託設計書

[illegible]

委託費内訳書								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	設計金額	摘要
管路施設清掃工								
		マンホールポンプ井清掃工						
		吸泥車清掃工	揚泥車4 t 使用 高压洗浄車4 t 使用	箇所	26.			第1号明細書
		揚泥車運搬工	揚泥車4 t 使用	m3	18.			第2号明細書
		マンホールポンプ井清掃工計		式	1.			
		直接作業費計		式	1.			
		共通仮設費						
		率計上分		式	1.			
		安全費	交通整理員	人				
		共通仮設費計		式	1.			
純作業費計				式	1.			
		現場管理費		式	1.			
作業原価計				式	1.			
		一般管理費		式	1.			
作業価格計				式	1.			
		消費税相当額		式	1.			
管路施設清掃工計				式	1.			

第 1 号 明 細 書 種別 [吸泥車清掃工] 細別： 揚泥車4 t 使用 高压洗浄車4 t 使用 1 箇所当たり						
項 目	形 状	単位	数 量	単 価	設 計 金 額	摘 要
揚泥車運転工	4 t 使用 147kW (200PS) 4t	日				第3号 明細書
高压洗浄車運転工	4 t 使用 147kW (200PS) 4t	日				第4号 明細書
洗浄水		m3	9.			水道事業 見積
★★ 合 計						
★★ 補正後 (1基当たり	合計÷標準作業量(5箇所/日))					

第 2 号 明 細 書 種別 [揚泥車運搬工] 細別： 揚泥車4 t 使用 1 m3当たり						
項 目	形 状	単位	数 量	単 価	設 計 金 額	摘 要
揚泥車運転工	4 t 使用 147kW (200PS) 4t	時間				第5号 明細書
処分費	汚泥 有機 (株)能代清掃センター	m3	1.			
★★ 合 計						

第 5 号 明 細 書 種別 [揚泥車運転工] 1 時間当たり 細別： 4 t 使用						
項 目	形 状	単位	数 量	単 価	設 計 金 額	摘 要
軽油		リットル	7.6			
一般運転手		人				
揚泥車損料	147kW(200PS)4t	時間				
★★ 合 計						

仕 様 書

(管路施設清掃業務)

年 度：令和7年度

委 託 名：マンホールポンプ井清掃業務委託

委託箇所：能代市公共下水道処理区域内 26 箇所

第1章 総

則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、能代市下水道事業が管理する下水道管路施設内の清掃工に適用するものとする。

2 図面及び設計書に記載された事項は、本仕様書に優先するものとする。

3 本仕様書、図面及び設計書（以下、設計図書）に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 指示とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画書等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。

(3) 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

(法令等の遵守)

第3条 受注者は、清掃作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次の各号に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに発注者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び同法関連法規

(2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び同法関連法規

(3) 消防法(昭和23年法律第186号)及び同法関連法規

(4) 緊急失業対策法(昭和24年法律第89号)及び同法関連法規

(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)及び同法関連法規

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び同法関連法規

(7) 港湾法(昭和25年法律第218号)及び同法関連法規

(8) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び同法関連法規

(9) 道路法(昭和27年法律第180号)及び同法関連法規

(10) 下水道法(昭和33年法律第79号)及び同法関連法規

(11) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)及び同法関連法規

(12) 道路交通法(昭和35年法律第105号)及び同法関連法規

(13) 河川法(昭和39年法律第167号)及び同法関連法規

(14) 電気事業法(昭和39年法律第170号)及び同法関連法規

(15) 公害対策基本法(昭和42年法律第132号)及び同法関連法規

(16) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び同法関連法規

(17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び同法関連法規

(18) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び同法関連法規

(19) 酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)及び同法関連法規

(20) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び同法関連法規

(21) 振動規制法(昭和51年法律第64号)及び同法関連法規

2 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行わなければならない。

(提出書類)

第4条 発注者は、別表に示す書類について、提出期限内に受注者に提出するものとし、提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出するものとする。

(官公署への手続き)

第5条 受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。

(現場体制)

第6条 受注者は、契約締結後、すみやかに清掃の技術及び経験を有し、酸素欠乏・硫化水素作業主任者技能講習修了証を有している主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させなければならない。

2 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。

3 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのため十分な数の作業員を配置しなければならない。

(下請負人の届出)

第7条 受注者は、作業の一部を下請負させる場合で、発注者がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負人の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届出るものとする。また、作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様とする。

2 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な設置を講じなければならない。

(地先住民等との協調)

第8条 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得なければならない。

2 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく発注者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告しなければならない。

3 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うものとする。

(損害賠償及び補償)

第9条 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧しなければならない。

2 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与

えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

(工程管理)

第10条 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

2 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図らなければならない。

3 日程の都合上、土曜日及び休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、発注者の承諾を得なければならない。

(作業記録写真)

第11条 受注者は、次の各号に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して提出するものとする。

(1) 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影するものとする。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行わなければならない。

(2) 人力または機械の別による作業状態を、背景を入れて撮影するものとする。

(3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影するものとする。

(4) 一枚の写真では、作業状態が明らかにならない場合は、貼り合わせるものとする。

(5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とする。

第2章 安全管理

(一般事項)

第12条 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

2 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくものとする。

3 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明記し、受注者の責任において実施するものとする。

(安全教育)

第13条 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図るものとする。

2 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うものとする。

(労働災害防止)

第14条 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図るものとする。

2 マンホール、管きよなどに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備するものとする。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、発注者が提示を求めた場合は、その指示に従うものとする。

3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、発注者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じなければならない。

4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置するものとする。

(公衆災害防止)

第15条 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずるものとする。

2 作業現場には、下水道管路内清掃工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めなければならない。

3 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うものとする。

4 作業に伴う交処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うものとする。

5 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を発注者に提出しなければならない。

(その他)

第16条 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、裸火を使用してはならない。

2 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

3 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに発注者に届け出なければならない。

第3章 清 掃 工

(一般事項)

第17条 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に発注者に報告した上で、作業に着手しなければならない。

2 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。

3 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、発注者の承諾を得るものとする。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとしなければならない。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去するものとする。

4 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び発注者公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

5 受注者が発注者の指示に反して、作業を続行した場合及び発注者が事故防止危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

6 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂で汚損させてはならない。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃しなければならない。

7 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めるものとする。

(清掃工)

第18条 作業時間、作業範囲等作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施しなければならない。

2 土砂等の流下防止作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除かなければならない。

3 土砂等の積込み、運搬作業にあたって、次の各号掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置しなければならない。

(2) 運搬車両は、事前に発注者に届け出を行うものとする。

(3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両としなければならない。

(4) 積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講じなければならない。

(5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講じなければならない。

(6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにしなければならない。

4 機械による清掃作業にあたって、次の各号掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管きょを損傷することのないよう、吐出圧に留意しなければならない。

(2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、水道水を使用しなければならない。

第 4 章 そ の 他

(交通整理員)

第 19 条 作業期間中の交通管理として、現場作業中交通整理を常時 2 名（昼休み等の交換要員無し）配置すること。なお、配置計画については、作業計画書に明示し、交通整理員勤務実績表を完成届提出時に提出するものとする。

(その他)

第 20 条 作業箇所において、下水道施設に破損、下等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに発注者に報告するものとする。

2 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理するものとする。

3 その他特に定めのない事項については、すみやかに発注者に報告し、指示を受けて処理するものとする。

別表（第 4 条関係）

図 書 名	部 数	提出期限	内 容
委託業務着手届	1 部	契約後 10 日以内	
主任技術者の届出	1 部	契約後 10 日以内	酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証の写し、健康保険証の写し添付
清掃作業計画書	1 部	契約後 10 日以内	工程表、職務分担表、緊急連絡表含む
使用車両使用届	1 部	契約後 10 日以内	使用車両車検証の写し、車両の写真添付
協議書	1 部	協議の都度	
完了届	1 部	業務完了時	
作業記録写真	1 部	業務完了時	

位置図

縮尺=1:30,000

